



鳥取県公報

平成14年 6月18日(火)
第 7 3 9 2 号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	港湾法による港湾の開発、利用又は保全上支障のある放置等の行為を禁止する区域等の指定 (343) (空港港湾課)	1
人委規則	公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 (19) (給与課)	2
調達公告	一般競争入札の実施 (2件) (教育委員会事務局高等学校課)	3

告 示

鳥取県告示第343号

港湾法 (昭和25年法律第218号) 第37条の3 第1項の規定により、港湾の開発、利用又は保全上支障のある放置等の行為を禁止する区域及び当該区域内において当該行為を禁止する物件を次のとおり指定し、平成14年7月1日から施行する。

その関係図面は、鳥取県県土整備部空港港湾課及び鳥取港湾事務所に備え置いて公衆の縦覧に供する。

平成14年 6月18日

鳥取県知事 片 山 善 博

港湾名	放置等を禁止する区域	放置等を禁止する物件
鳥取港	鳥ヶ島燈台 (北緯35度32分34秒、東経134度11分02秒) から132度270メートルの地点を中心とする半径1,500メートルの円内の海面並びに旧千代川水面及び第1橋りょうの下流端から下流の湖山川水面	船 舶

人 事 委 員 会 規 則

公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成14年 6月18日

鳥取県人事委員会委員長 奥 田 悦 子

鳥取県人事委員会規則第19号

公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年鳥取県人事委員会規則第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削り、次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前																																												
別表（第2条関係） 1～9 略 10 佐治村 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">機 関</th> <th style="text-align: center;">職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">小 学 校</td> <td style="text-align: center;">校 長 教 頭</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">農業委員会事務局</td> <td style="text-align: center;">局 長</td> </tr> </tbody> </table> 11 略 12 気高町 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">機 関</th> <th style="text-align: center;">職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">町 長 部 局</td> <td style="text-align: center;">課 長 課 長 補 佐（総務課に所属するものに限る。）</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">教育委員会事務局</td> <td style="text-align: center;">教 育 長 次 長 課 長</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">幼 稚 園</td> <td style="text-align: center;">園 長</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">公 民 館</td> <td style="text-align: center;">館 長</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> 13～53 略 備考 略	機 関	職	略		小 学 校	校 長 教 頭	農業委員会事務局	局 長	機 関	職	略		町 長 部 局	課 長 課 長 補 佐（総務課に所属するものに限る。）	略		教育委員会事務局	教 育 長 次 長 課 長	幼 稚 園	園 長	公 民 館	館 長	略		別表（第2条関係） 1～9 略 10 佐治村 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">機 関</th> <th style="text-align: center;">職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">小 学 校</td> <td style="text-align: center;">校 長 教 頭</td> </tr> </tbody> </table> 11 略 12 気高町 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">機 関</th> <th style="text-align: center;">職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">町 長 部 局</td> <td style="text-align: center;">課 長 課 長 補 佐（総務課に所属するものに限る。）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">支 所</td> <td style="text-align: center;">支 所 長</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">教育委員会事務局</td> <td style="text-align: center;">教 育 長 次 長</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> 13～53 略 備考 略	機 関	職	略		小 学 校	校 長 教 頭	機 関	職	略		町 長 部 局	課 長 課 長 補 佐（総務課に所属するものに限る。）	支 所	支 所 長	略		教育委員会事務局	教 育 長 次 長	略	
機 関	職																																												
略																																													
小 学 校	校 長 教 頭																																												
農業委員会事務局	局 長																																												
機 関	職																																												
略																																													
町 長 部 局	課 長 課 長 補 佐（総務課に所属するものに限る。）																																												
略																																													
教育委員会事務局	教 育 長 次 長 課 長																																												
幼 稚 園	園 長																																												
公 民 館	館 長																																												
略																																													
機 関	職																																												
略																																													
小 学 校	校 長 教 頭																																												
機 関	職																																												
略																																													
町 長 部 局	課 長 課 長 補 佐（総務課に所属するものに限る。）																																												
支 所	支 所 長																																												
略																																													
教育委員会事務局	教 育 長 次 長																																												
略																																													

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成14年6月18日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 調達内容

(1) 借入物品の名称及び数量

液晶プロジェクター 45台

(2) 借入物品の仕様

入札説明書による。

(3) 借入期間

平成14年9月1日から平成19年8月31日まで

(4) 納入期限

平成14年8月26日（月）

(5) 納入場所

鳥取市立川町五丁目210 鳥取県立鳥取東高等学校

(6) 入札方法

入札金額は、(1)に掲げる物品の1月当たりの単価を記載すること。

なお、契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成14年鳥取県告示第64号（物品等の特定調達契約に係る競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加者資格のうちリース、レンタルに係るものを有すること。

(3) この公告に示した物品又はこれと同等の物品に係る相当数の納入実績がある者であること。

(4) この公告に示した物品を納入期限までに納入場所に納入することができる者であって、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できるものであること。

(5) 平成14年6月18日（火）から同年7月29日（月）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付出第157号）第3条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

3 契約担当部局

鳥取県立鳥取東高等学校

4 入札手続

(1) 問合せ先

〒680 - 0061 鳥取市立川町五丁目210

鳥取県立鳥取東高等学校

電話 0857 - 22 - 8495

(2) 入札説明書の交付方法

(1)の場所で交付する。

(3) 郵送による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展扱いとすること。）により、(1)の場所に郵送すること。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

平成14年7月29日（月）午前10時（ただし、郵送による入札書の受領期限は、平成14年7月26日（金）午後5時までとする。）

鳥取県立鳥取東高等学校第2会議室

5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) この一般競争入札に参加を希望する者は、2の競争入札参加資格に適合すること及び納入しようとする物品が入札説明書に示す仕様に適合することを証明する書類を、4の(1)の場所に平成14年7月12日（金）午後5時まで提出しなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

免除

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札の無効

2の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札並びに鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）、この公告及び入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be leased : Liquid Crystal Projectors 45sets

(2) July 12, 2002 5 : 00 PM : Time - limit for submission of documents for qualification confirmation

(3) July 29, 2002 10 : 00 AM : Time - limit for submission of tenders

July 26, 2002 5 : 00 PM : Time - limit for submission of tenders by registered mail

(4) Contact Point for the notice : Tottori Prefectural Tottori - Higashi Senior High School 5 - 210Tachikawa - cho
Tottori - shi 680 - 0061 Japan TEL : 0857 - 22 - 8495

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成14年6月18日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 調達内容

(1) 借入物品の名称及び数量

ア 液晶プロジェクター 27台

イ プラズマディスプレイ 8台

(2) 借入物品の仕様

入札説明書による。

(3) 借入期間

平成14年9月1日から平成19年8月31日まで

(4) 納入期限

平成14年8月30日(金)

(5) 納入場所

米子市上福原七丁目13-4 鳥取県立皆生養護学校

(6) 入札方法

入札金額は、(1)のア及びイに掲げる物品の1月当たりの単価の合計額を記載すること。

なお、契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって契約金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成14年鳥取県告示第64号(物品等の特定調達契約に係る競争入札参加者の資格審査の申請手続等について)に基づく競争入札参加者資格のうちリース、レンタルに係るものを有すること。

(3) この公告に示した物品又はこれと同等の物品に係る相当数の納入実績がある者であること。

(4) この公告に示した物品を納入期限までに納入場所に納入することができる者であって、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できるものであること。

(5) 平成14年6月18日(火)から同年7月29日(月)までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成7年7月17日付第157号)第3条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

3 契約担当部局

鳥取県立皆生養護学校

4 入札手続

(1) 問合せ先

〒683-0004 米子市上福原七丁目13-4

鳥取県立皆生養護学校

電話 0859-22-6583

(2) 入札説明書の交付方法

(1)の場所で交付する。

(3) 郵送による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展扱いとすること。)により、(1)の場所に郵送すること。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

平成14年7月29日(月)午前10時(ただし、郵送による入札書の受領期限は、平成14年7月26日(金)午後5時までとする。)

鳥取県立皆生養護学校会議室

5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) この一般競争入札に参加を希望する者は、2の競争入札参加資格に適合すること及び納入しようとする物品が入札説明書に示す仕様に適合することを証明する書類を、4の(1)の場所に平成14年7月12日(金)午後5時までに提出しなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

免除

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札の無効

2の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札並びに鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)、この公告及び入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be leased : Liquid Crystal Projectors 27sets and Plasma Displays 8 sets

(2) July 12, 2002 5 : 00 PM : Time - limit for submission of documents for qualification confirmation

(3) July 29, 2002 10 : 00 AM : Time - limit for submission of tenders

July 26, 2002 5 : 00 PM : Time - limit for submission of tenders by registered mail

(4) Contact Point for the notice : Tottori Prefectural Kaike Special Education School 7 - 13 - 4 Kamihukubara
Yonago - shi 683 - 0004 Japan TEL : 0859 - 22 - 6583